

令和7年

第1回忠岡町議会定例会会議録

開会 令和7年2月27日

閉会 令和7年3月25日

忠 岡 町 議 会

令和7年 第1回忠岡町議会定例会会議録（第1日）

令和7年2月27日午前10時、第1回忠岡町議会定例会を忠岡町議会議事堂に招集した。

1. 出席議員は、次のとおりであります。

1番 河瀬 成利議員	2番 今奈良幸子議員	3番 北村 孝議員
4番 小島みゆき議員	5番 二家本英生議員	6番 河野 隆子議員
7番 松井 匡仁議員	8番 三宅 良矢議員	9番 前川 和也議員
10番 尾崎 孝子議員		

1. 欠席議員は、次のとおりであります。

なし

1. 地方自治法第121条の規定により、本会議に出席を求めた者は、次のとおりであります。

町 長	杉原 健士	副 町 長	坂上 佳隆
町長公室長	立花 武彦	町長公室次長兼秘書人事課長	
			中定 昭博
町長公室次長自治防災課長			
	南 智樹		
産業住民部長	新城 正俊	産業住民部次長兼住民人権課長	
			谷野 彰俊
産業住民部次長兼生活環境課長		健康福祉部長	二重 幸生
	小倉由紀夫		
健康福祉部次長兼保険課長		教育部長兼教育総務課長	
	大谷 貴利		村田 健次
教育部理事兼学校教育課長		消 防 長	岸田 健二
	石本 秀樹		
消防次長兼予防課長			
	下川 浩幸		

1. 本議会の職員は、次のとおりであります。

事務局長	柏原 憲一
係 長	酒井 宇紀

(会議の顛末)

議長（北村 孝議員）

本日の出席議員は、10名出席でありますので、会議は成立いたしております。
ただいまから、令和7年第1回忠岡町議会定例会を開会いたします。

議長（北村 孝議員）

これより会議を開きます。

(「午前10時00分」開会)

議長（北村 孝議員）

本日の議事日程を事務局長より報告をさせます。

議会事務局（柏原 憲一局長）

議長。

議長（北村 孝議員）

柏原事務局長。

議会事務局（柏原 憲一局長）

令和7年第1回忠岡町議会定例会議事日程（1日目）について、ご報告申し上げます。

- | | | | |
|-------|-----|----|--|
| 日程第1 | | | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第2 | | | 会期の決定 |
| 日程第3 | | | 諸般の報告 |
| 日程第4 | | | 令和7年度施政方針について |
| 日程第5 | 報告第 | 1号 | 専決処分の報告について
(損害賠償の額を定めること及び和解について) |
| 日程第6 | 議案第 | 1号 | 専決処分の承認を求めることについて
(令和6年度忠岡町一般会計補正予算(第8号)) |
| 日程第7 | 議案第 | 2号 | 忠岡町監査委員の選任について |
| 日程第8 | 議案第 | 3号 | 忠岡町教育長の任命について |
| 日程第9 | 議案第 | 4号 | 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に
関する条例の制定について |
| 日程第10 | 議案第 | 5号 | 忠岡町犯罪被害者等支援条例の制定について |
| 日程第11 | 議案第 | 6号 | 忠岡町一般職の任期付職員の採用等に関する条例等の一部改
正について |
| 日程第12 | 議案第 | 7号 | 忠岡町議会議員の議員報酬及び費用弁償等条例の一部改正に
ついて |

- 日程第13 議案第 8号 忠岡町特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について
日程第14 議案第 9号 一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について
日程第15 議案第10号 忠岡町会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部改正について
日程第16 議案第11号 忠岡町職員退職手当に関する条例の一部改正について
日程第17 議案第12号 忠岡町霊園基金条例の一部改正について
日程第18 議案第13号 忠岡町霊園条例の一部改正について
日程第19 議案第14号 忠岡町国民健康保険料条例の一部改正について
日程第20 議案第15号 忠岡町ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例の一部改正について
日程第21 議案第16号 忠岡町一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について
日程第22 議案第17号 令和6年度忠岡町一般会計補正予算（第9号）について
日程第23 議案第18号 令和6年度忠岡町介護保険特別会計補正予算（第2号）について
日程第24 議案第19号 令和7年度忠岡町一般会計予算について
日程第25 議案第20号 令和7年度忠岡町国民健康保険事業勘定特別会計予算について
日程第26 議案第21号 令和7年度忠岡町介護保険特別会計予算について
日程第27 議案第22号 令和7年度忠岡町後期高齢者医療特別会計予算について
日程第28 議案第23号 令和7年度忠岡町下水道事業会計予算について
日程第29 報告第 2号 事務報告について（令和6年分）
以上のとおりでございます。

議長（北村 孝議員）

第1回忠岡町議会定例会の招集に当たり、町長より挨拶の申出があります。

発言を許します。

町長（杉原 健士町長）

議長。

議長（北村 孝議員）

杉原町長。

町長（杉原 健士町長）

皆さん、おはようございます。

ご案内のように、令和7年第1回忠岡町議会定例会の開会を招集いたしましたところ、議員皆様方には公私何かとお忙しい中にもかかわらず、ご出席賜り、誠にありがとうございます。

ございます。

さて、昨年8月に発生した宮崎県日向灘を震源とする地震が先月13日にも発生し、南海トラフ巨大地震への緊張が高まったことは記憶に新しいところであります。また15日には、政府の地震調査委員会は、南海トラフ巨大地震の今後の30年以内の発生確率について、これまで70%から80%としていたものを、80%程度に引き上げました。これについては、発生する確率が急に増したわけではなく、日向灘の地震が発生したことは関係ないというコメントも添えておりますが、本町といたしましても、いつ災害が発生しても対応できるような緊張感を持って当たってまいりたいと考えていますので、よろしくお願いいたします。

本定例会には、給水車の購入をはじめ避難所の生活環境の改善を図るための資機材等の購入に係る補正予算や、1年間不在となっておりました忠岡町教育長の任命議案などをご提案させていただいております。どうかご賛同、ご可決いただきますようお願い申し上げます。私のご挨拶に代えさせていただきます。

本日はどうぞよろしくお願いいたします。

議長（北村 孝議員）

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第118条の規定によりまして、1番・河瀬成利議員、2番・今奈良幸子議員を指名いたします。

議長（北村 孝議員）

日程第2 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日より3月25日までの27日間といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（北村 孝議員）

異議なしと認めます。

よって、会期は、3月25日までの27日間と決定いたしました。

議長（北村 孝議員）

日程第3 諸般の報告を行います。

監査委員、河瀬成利議員より例月出納検査の結果報告の申出がありますので、発言を許します。

監査委員（河瀬 成利議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

河瀬議員。

監査委員（河瀬 成利議員）

おはようございます。例月出納検査報告、例月出納検査について報告いたします。

ここに報告申し上げますのは、令和6年12月25日及び1月28日に行いました内容で、帳簿等は、令和6年11月30日及び12月31日現在であります。

検査については、前田成弘監査委員と従事し、一般会計、各特別会計及び下水道事業会計から提出された現金出納簿、公金収納状況、金融機関預金等については、その時点での確に執行されていることを確認し、また、関係諸帳簿、証拠書類も適正に記帳等されていることを確認いたしました。

なお、検査時における各会計等現金高数値については、お手元に配付いたしました数値表のとおりでございます。

以上、地方自治法第235条の2第3項の規定により報告いたします。監査委員、河瀬成利。

以上です。

議長（北村 孝議員）

これで諸般の報告を終わります。

議長（北村 孝議員）

日程第4 令和7年度施政方針について、町長より所信表明の申出がありますので、発言を許します。

杉原町長。

町長（杉原 健士町長）

本日、令和7年忠岡町議会第1回定例会の開会に当たり、新年度に臨む私の所信の一端と施政の方針を申し述べ、議員各位のご賛同と併せて住民皆様のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

初めに、令和7年度は私にとって町政2期目のスタートとなります。改めてその期待の大きさと職責の重さに身が引き締まる思いでございます。これまで達成してきたこと、また継続して取り組んでいることもございますが、住民皆様が忠岡に住んでよかったと感じていただけるよう、しっかりと忠岡町のかじを取ってまいりたいと深く決意しているところでございます。

まず、今年4月、いよいよ大阪・関西万博が開幕いたします。大阪・関西から世界へ、未来への夢と希望を発信するとともに、国内外からも多くの方が訪れることが予測される

ことから、地域発展の大きな起爆剤になるものと考えております。

本町におきましても、春の大阪ウイークでは「大阪の祭！～E X P O 2 0 2 5 春の陣～」、だんじり・やぐら・太鼓台等の大集合の参加を予定しております。また、夏の大阪ウイークでは、本町の万博アンバサダーである花人・赤井勝氏によるフラワーアレンジメントのイベントや、子どもたちによるダンスとフラの発表を予定しており、万博を通じて忠岡町の魅力を大いに発信していきたいと考えているのと同時に、楽しみにしているところでございます。ぜひとも住民皆様とともに大阪で55年ぶりに関西される万博を大いに盛り上げ、次代を担う子どもたちにすばらしい思い出を残すことができればと考えております。

さて、現在、本町の人口は、第6次忠岡町総合計画における将来人口の目標値を下回るペースで減少している中、忠岡町が将来にわたって持続可能なまちづくりを進めていく上で、人が集う魅力あるまちづくりを進めていくことが求められております。そのため令和7年度、まずは以下の施策を展開してまいります。

災害に強いまちづくりを推進してまいります。

我が国では、昨年も能登半島地震をはじめ風水害など、予想を超える災害が発生しております。また、南海トラフ巨大地震の今後30年以内の発生確率が80%に引き上げられるなど、災害発生への懸念がより大きくなっています。そのような中、国の補正予算（第1号）で創設されました補助金を活用し、避難所の生活環境を改善するため、給水車や給水タンク等を整備いたします。

なお、今年度は災害時における避難所の環境改善を図るため、町内の指定避難所で最も規模の大きいシビックセンターのW i - F i 環境整備を実施いたします。また、災害時の避難所として使用する際や学校授業及び部活動等の熱中症対策として、小・中学校における屋内運動場空調整備につきましても着実に整備を進めてまいります。

まちでは、今年度、地域防災計画の改定を予定されている中、引き続き防災・減災対策を最重要施策と位置づけ、住民の生命・財産を守るために日頃から訓練とともに、必要な備えなどについて積極的に対策を講じてまいります。

子育て支援や教育環境の充実を進めてまいります。

子育て世帯の転入・定住促進を図るため、子育て施策では町独自施策といたしまして、今年度、第2子（ゼロ歳から2歳）の保育料を無償化することで、子育て世帯の経済的負担を軽減し、子育て環境のさらなる充実を図ってまいります。

教育支援では、学習指導要領で取り扱われている種目・分野に関する習い事について、就学援助受給相当世帯・生活保護世帯の4歳から中学3年生までの児童生徒1人当たり月額5,000円を上限に補助する子どもチャレンジ支援事業を実施し、子どもたちの力を伸ばすため積極的に応援いたします。

また、文化会館につきましては、これまで以上、住民の文化的な交流の場として誰もが

利用できる生涯学習の拠点施設となるよう活性化に取り組むため、運営手法などを含めて検討を進めてまいります。

誰もが生き生きと暮らせるまちづくりを推進します。

子どもから高齢者まで、皆が生き生きと暮らすために健康が何よりも大事であります。これまで公園に健康遊具を設置してまいりましたが、今後も運動の機会や外出の機会を提供するとともに、引き続き「健幸まつり」を開催し、住民の子育て支援をはじめ広く住民皆様に対して健康増進や介護予防の啓発にも努めるなど、健康意識を高める取組を一層進めてまいります。

都市基盤整備やまちの魅力発信を進めます。

都市基盤整備では、忠岡駅周辺のにぎわいづくりと地域活性化を図る取組を進めるため、駅を中心とした指定範囲内の新規出店者に対する補助制度の対象範囲を緩和をいたします。また、今以上に忠岡町の魅力発信をするため、広報ただおかをリニューアルをいたします。加えて、これまでの忠岡町公式ホームページや忠岡町公式LINEと併せて、昨年度開設いたしましたSNSによるまちの魅力の発信強化を図ってまいります。

効率的な行政運営を推進します。

本町のような小規模自治体にとって、広域連携や公民連携の取組を進めることが事業投資の効率化や住民サービスの向上につながるものと考えております。広域連携については、泉大津市、高石市と2市1町の連携協定により広報紙の連携記載や福祉バスの相互利用、図書館の共同利用が実施されています。引き続き、人的交流や公共施設の相互利用を通じて住民サービスの向上を目指すとともに、住民皆様に満足いただけるような広域連携による新規施策の実施についても取り組んでまいります。

また、公民連携については、ごみ処理分野において（仮称）地域エネルギーセンター整備運営等事業を進めております。今後の人口減少による税収の減など、厳しい財政状況が見込まれる中、財政負担の軽減が図られ、住民サービスの維持、持続可能なまちづくりに対する大きな効果をもたらすものと考えております。引き続き事業者と連携し、着実に事業を推進してまいります。併せて健全な財政運営の取組についても、引き続き意を用いながら、持続可能なまちづくりを推進する施策を展開してまいります。

令和7年度各会計の予算額につきましては、一般会計81億4,332万9,000円、各特別会計41億5,088万円、下水道事業会計14億8,809万7,000円、合計いたしますと137億8,230万6,000円となり、これを前年度当初予算と比較いたしますと、一般会計9.9%増、各特別会計2.4%減、下水道事業会計8.7%減、合計3.7%増となりました。

以下、新年度における施策の概要について、ご説明申し上げます。

第1は、子育てがしやすいまちであります。

～学校教育が充実したまちづくり～

子どもたちは、本町の未来であり、希望であります。忠岡町教育大綱を柱に、複雑多様化する教育課題への確に対応しながら、豊かな人間性を育む教育行政を推進してまいります。小・中学校において、教員の様々な業務をサポートする教員業務支援員（スクール・サポート・スタッフ）を配置し、教員の子どもと向き合う時間の確保とともに、教員の働き方改革を引き続き推進してまいります。

また、小・中学校に整備した1人1台端末を更新し、事業改善における個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実と家庭学習の充実のために効果的に活用してまいります。

英語教育では、検定受検補助事業や英語をツールとした体験機会を提供するなど、国際社会で活躍するグローバル人材の育成に向け、今後も英語への興味、関心、活用を高めてまいります。

学校への支援では、学ぶ楽しさを育む推進事業、学力向上サポーター配置事業、少人数学級編制などによるきめ細やかな指導のため、講師配置事業に取り組むとともに、小学校読書活動推進事業を継続して実施いたします。

生徒指導の充実につきましては、様々な課題の未然防止、早期発見、早期解決を支援するため、小学校におけるスクールカウンセラーの配置とともに、学校と福祉関係との連携を図るために、スクールソーシャルワーカーを引き続き配置してまいります。

また、忠岡町適応指導教室ソレイユについては、2名の校長経験者を指導員として配置し、より丁寧な支援を行うなど、引き続き学校への復帰を支援してまいります。

～切れ目のない子育て支援が充実したまちづくり～

引き続き町内民間2園を対象に保育士等の確保及び定着を図るため、忠岡町保育士応援給付金を給付するなど、より一層の保育体制の確保と子育て支援の充実に努めてまいります。

前年度に策定した「忠岡町子ども・子育て応援プラン2025（第3期子ども・子育て支援事業計画）」ごとに各種事業の実施や、国による幼児教育・保育の無償化と併せて、今後、より一層の子育て環境の充実を進めてまいります。

全ての妊婦・子育て世帯が安心して出産・子育てができるよう、サポートブックの紹介や妊娠期から出産・子育て期にわたる切れ目のない相談支援及び経済的支援を一体として継続的に取り組むほか、新たに導入したスマートフォン版子育て支援アプリであるただおか子育てナビにより、予防接種の日程管理、医療、健診や子どもの施策に係る情報を適時提供してまいります。

また、妊産婦健診に加え、不育症に悩む方への治療費助成を実施するとともに、多胎妊娠への支援を引き続き実施してまいります。

産後うつの予防などを図るため、出産直後の時期に産婦健康診査費の助成を行い、育児不安を抱え支援が必要な産婦に対して、委託医療機関において心身のケアや具体的な育児指導を行う産後ケア事業を引き続き実施します。

聴覚障害の早期発見を図るべく、引き続き新生児聴覚検査の費用を助成します。また、併せて弱視の早期発見に取り組むべく、3歳6、7か月児の健診において屈折検査を行い、必要に応じて医療につなぐなど、母子保健に対する支援に努めてまいります。

引き続き、東忠岡こども園、民間2園と各地域子育て支援センターの連携を深めることで、忠岡町全体の乳幼児期における教育・保育の総合的な推進を図り、子どもたちの健やかな成長と遊びを通じた学びの環境を提供してまいります。

こども園、小学校間の交流につきましては、少子化・核家族化の中で就学前教育の重要性に鑑み、育児教育・保育の提供と充実を図るとともに、小学校生活へのスムーズな移行ができるよう努めてまいります。

留守家庭児童学級については、昨年度民間委託し、預かり時間の延長を実施したところですが、引き続き子どもが楽しめる、より内容の充実した計画メニュー等実施に向け事業者とともにしっかりと連携をしてまいります。

第2は、健康に暮らせるまちづくりであります。

～誰もが暮らしやすいまちづくり～

高齢者福祉については、少子高齢化が進む中、団塊の世代全てが75歳以上となる2025年を迎え、要介護認定者が増加傾向になっております。今後、団塊ジュニア世代が65歳以上となる2040年に向け、介護ニーズもますます増大することが想定されることから、「第9期介護保険事業計画」及び「第10次高齢者福祉計画」に基づき、自立支援重度化防止の取組の推進をはじめ認知症発症初期から適切な支援が行えるよう、認知症についての啓発や相談体制を充実させるほか、医療・介護の連携の推進を行うことにより、必要なサービスが切れ目なく提供され、住民一人一人が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができる地域包括ケアシステムの充実を図ってまいります。併せて、交通弱者の利便性の向上を図るため、福祉バス事業の充実にも努めてまいります。

また、高齢者の特性を踏まえた保健事業の介護予防の一体的な事業として、健康への相談支援や地域の集いに出向き、フレイル予防に関する講座の開催や血圧等の測定を行い、健康意識の向上を目指し、人生100年時代を見据えた取組を行ってまいります。

障がい者・障がい児福祉については、「第7期障がい福祉計画」及び「第3期障がい児福祉計画」に基づき、誰もが互いに人格と個性を尊重し合い、理解し合いながら共に生きていく共生社会の実現に向け、障害福祉施策を推進するとともに、庁内関係部局をはじめ忠岡町社会福祉協議会など町内機関、国・府機関などとの連携の強化を図ってまいります。また、障がい者緊急時居宅確保事業を行うことで、障がい者を介護する家庭等の不安の解消に努めてまいります。

地域福祉の推進については、忠岡町社会福祉協議会と連携し、それぞれの地域で誰もがその人らしい、安心して充実した生活が送れるよう、地域社会を基盤とした地域福祉の充実推進を図ってまいります。

～健康づくりを推進するまちづくり～

住民一人一人の健康寿命を延ばすため、保健センターを拠点とし、食習慣、運動習慣、禁煙等の生活習慣の改善に向けた、自主的な健康づくりや食育を推進してまいります。

特定健診やがん検診については、受診率の向上を図るため、引き続き全国健康保険協会と合同での特定健診とがん検診を実施するとともに日曜健診を実施し、受診機会の確保に努めます。併せて歯科検診を実施し、ライフコースに沿った歯と口の健康づくりを支えてまいります。

また、がん治療に伴う医療用ウィッグや補整具購入の一部助成を行うアピアランスサポート事業を実施し、心理的負担と経済的負担の軽減を図り、治療と就労、社会参加の両立を支援いたします。

若年層、特に子育て世代の健診受診強化については、オンラインで申込み実施、SNSやインターネットを活用した受診勧奨や健康啓発を行い、若い世代の健康意識の向上を図ります。

また併せて、がん検診の推奨年齢対象者などに対し、性別・年齢別に応じた個別勧奨通知を行い、がんの早期発見・早期治療による健康の保持・増進に努めてまいります。

国民健康保険については、「大阪府で一つの国保」として市町村とともに大阪府が財政運営を担い、安定した財政運営が図られているところです。資格管理や保険料の賦課、保険給付、重症化予防の保健事業等においては、本町の実情を踏まえ適切に対応してまいります。

令和6年12月2日から健康保険証の新規発行が終了し、マイナンバーカードに健康保険証を利用登録したマイナ保険証で医療機関等を受診していただく仕組みに移行いたしました。

一方、マイナ保険証を持ち込まない方につきましては、資格確認証を交付することでこれまでどおり受診していただいています。住民皆様が受診については不安のないよう、この点について周知に努めてまいります。

第3は、生涯活躍できるまちづくりであります。

～多様な価値観を尊重するまちづくり～

近年、様々な犯罪等が後を絶ちません。犯罪被害者支援について、町では故意の犯罪行為により不慮の死を遂げた犯罪被害者のご遺族、また重症病や精神疾患を負われた被害者の方に対し見舞金制度を創設し、経済的に負担の軽減を図るとともに様々な相談に応じ、必要な情報の提供に努め、住民が安心して暮らせることができる地域社会の実現を図ってまいります。

本町は非核平和宣言都市として核兵器を許さないとの姿勢を堅持し、全国の非核平和宣言都市と連携し、核兵器のない世界の実現に向けた取組を推進してまいります。

人権施策については、忠岡町人権協会とともに同和問題などの社会的差別、障がい者差

別、人種差別、性差による差別など、あらゆる人権問題の解消に向けた啓発活動や研修、相談事業を推進してまいります。

誰もが活躍できる社会づくりの推進を図るため、「第2次忠岡町男女共同参画計画」に基づき、施策の推進に取り組んでまいります。

児童虐待やDVに関しては、関係部署・関係機関と連携を図り、早期発見と再発防止を図ってまいります。また、「自殺対策計画」に基づき、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現のため、引き続き広報活動などに取り組んでまいります。

国際交流事業については、次世代を担う子どもたちの国際的なコミュニケーション能力向上の支援を柱に、教育委員会とともに連携しながら交流を図ってまいります。

～愛着がもてるまちづくり～

住民が主体となったまちづくり活動の促進及び協働のまちづくりについては、地域での触れ合いや連帯感を高め、日常的に助け合い、支え合うことができるコミュニティの形成が重要であることから、引き続き自治振興協議会との連携を図り、自治会への加入促進についても支援してまいります。

また、住民自らが災害に備え、自らの命は自分で守る「自助」、地域住民で助け合う「共助」は、災害発生時における被害軽減に大きな役割を果たすことから、引き続き自主防災組織において防災訓練や防災講演会を開催するなど支援を行い、地域防災力の向上を目指してまいります。

防犯対策の推進については、地域安全見守り活動や青色防犯パトロールなど、地域住民をはじめ防犯委員会、警察、学校などの関係機関と連携し、犯罪抑止機能の充実を図ってまいります。また、犯罪の抑止効果が有効である防犯カメラについては、自治振興協議会に対する防犯カメラ設置補助事業を継続するとともに、町が設置する取組も積極的に行ってまいります。

情報発信については、忠岡町公式ホームページや忠岡町公式LINE及びSNSにおいて、防災情報をはじめ健康各種イベントなど、住民皆様が必要とする情報発信強化に努めてまいります。

だんじり祭は、地車連合会、地元各町などが協力、連携することで、さらなるにぎわいを創出し、地域住民の力で継承していけるよう支援を継続いたします。

国宝や重要文化財を所蔵している公益財団法人正木美術館については、内外に向けた魅力ある情報発信とともに、本町出身の方々とのテーマイベントなどの支援を継続してまいります。

～生涯にわたって学べるまちづくり～

町民運動場につきましては、整備した状態を維持するために保全作業を行い、町内各種行事や各種イベントなどがスムーズに開催できるよう維持管理に努めてまいります。

また、スポーツに真摯に取り組む児童及び学生アマチュアの方々を激励し、支援するた

めに創設しております忠岡町スポーツ振興奨励金制度の周知を図り、引き続き社会体育の一層の振興に寄与してまいります。

スポーツセンターにつきましては、住民の皆様がスポーツを楽しみながら体力増進・健康保持といった健全な生活習慣を確立できるようなプログラムを展開し、まちの健康づくり事業とともに連携した事業展開を図ってまいります。

児童館については、魅力的で安全・安心な子どもの居場所となれるよう様々な教育等を継続して開催するとともに、住民と触れ合いながら学ぶ機会づくりを継続し、適切な運営に努めてまいります。

第4は、安心して暮らせるまちであります。

～災害に強いまちづくり～

昨年1月に北陸に大きな被害をもたらした能登半島地震をはじめ、各地で激甚化する風水害や南海トラフ地震臨時情報の発令をはじめ、いつどこで災害が発生するのか懸念されている状況であります。

このような中、地域コミュニティにおいても災害時での助け合いが重要であることから、避難に時間を要するなどの配慮が必要な方の個別避難計画作成に向け、避難行動要支援者支援システムを活用し、引き続き役場の防災・保健・福祉の各担当課、忠岡町社会福祉協議会等の連携を図り、支援体制の確立についての取組を進めてまいります。

併せて、災害情報伝達システムをはじめとした効率的な情報伝達や情報収集の確保、また災害用備蓄品など避難所に分散管理することで備蓄品等が充足しているか十分検証し、適正かつ円滑な避難体制の構築に努めてまいります。

また、住民生活の基盤となる住宅耐震化を促進するため、耐震補助制度についての啓発、窓口での相談、戸別訪問に加え、木造住宅耐震リフォームの講演会・相談会を実施するなど、地震災害に強いまちに向けた取組を進めてまいります。

～安全に暮らせるまちづくり～

消防行政につきましては、大規模災害や複雑多様化する災害に対するため、消防用資機材の整備をはじめ各種訓練に取り組み、消防体制の強化を図るとともに住民の防災意識を高めるため、消防防災に関する広報活動を進めてまいります。

緊急業務につきましては、増加の一途をたどる救急需要に対応するため、今年度、最新の医療機器を搭載した高規格救急自動車を更新整備し、救急医療サービスの充実を図ってまいります。

また、消防団につきましては、団員の確保に努めるとともに訓練の充実を図り、地域防災の要として安全に暮らせるまちづくりに取り組んでまいります。

交通安全については、幅広い年齢層の方を対象とした交通安全教室を開催し、啓発活動を推進するとともに、交通ルールの遵守と正しいマナーの実践を促し、安全な交通社会の実現に努めてまいります。

通学路に関しては、忠岡町通学路交通安全プログラムに基づき、関係機関が連携した合同点検の結果に基づいた対策を実施するとともに、子ども安全見守り隊と連携を一層密にすることで、子どもたちの安全を図ってまいります。

また、自転車の安全対策としては、中学生以下の子どもと高齢者を対象とした自転車用ヘルメット購入補助金交付事業を継続し、自転車を利用する方のヘルメット着用を促してまいります。

高齢化の進む町営住宅については、これまで事業者に対してのヒアリングなどを実施し、また入居者アンケート等現状を踏まえた在り方について検討を行い、事業実施に向けた調査をしてまいりました。今後は入居者の安全・安心を基本に、事業実施に向けて方針の条件整備を行い、居住者には丁寧な説明を実施してまいります。

消費者が安全・安心して豊かな生活を営むことができる社会を実現するため、今後も消費者生活専門相談員による相談を行ってまいります。また、高齢者や障がいをお持ちの方などに対し、地域の回覧板や出前講座などで啓発するとともに、ネット消費の低年齢化に係る課題については、学校を通じた消費者教育を行うなど、総合的な消費者支援を行ってまいります。

第5は、便利で生活しやすいまちであります。

～人が集うまちづくり 町内移動がしやすいまちづくり～

人口減少や少子高齢化の中、引き続き都市機能を住民が集まりやすい地域に維持・誘導し、暮らしやすくコンパクトなまちづくりを目指してまいります。

～快適な都市基盤のまちづくり～

一般廃棄物の処理については、公民連携協定の締結を受け、令和6年4月から一般廃棄物中継事業が実施されています。現在は、新たな廃棄物処理施設である「(仮称)地域エネルギーセンター」の計画及び許認可の取得などを進めており、安全かつ安定的な稼働を目指し、引き続き事業者と協議を進めてまいります。

下水道事業については、汚水整備の人口普及率は97.5%であり、今後も計画的に整備を進め、水洗化の向上に努めてまいります。

また、大雨による浸水被害の軽減を図るため、雨水管の整備を進めるとともに、雨水対策の根幹をなすポンプ場については、引き続き長寿命化の対策を実施し、また、津波や豪雨などの浸水被害による機能不全を防ぐため、耐水化対策事業を実施するなど安定した運転ができるよう対策を図ってまいります。

公園利用については、公園が地域交流の場やにぎわいの場となるよう取組ができないか調査研究をしてまいります。また、東区ふれあい広場については、地域住民皆様の休養・健康・交流等に資する広場として整備を行ってまいります。

浜霊園につきましては、近年、全国的に少子化や埋葬に関する価値観の多様化によるお墓を取り巻く状況が大きく変化していることを受け、使用料の改定をはじめ将来の墓地運

用と経営の在り方について検討を進めてまいります。

～環境へ配慮したまちづくり～

国際公約である「2050年カーボンニュートラル」では、温室効果ガス排出量削減に向けた実効性のある取組が求められていることから、「第5次忠岡町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」に基づき、公共施設における再生可能エネルギーの導入や省エネルギーの促進に向けた取組を行うとともに、本町の環境施策全般に関する総合的な計画を策定し、環境保全業務の効率的・計画的な推進を図ってまいります。

また、令和5年3月に改定した一般廃棄物基本計画に基づき、ごみの発生回避、排出抑制、再利用、再資源化の4R推進に努めるとともに、プラスチックごみ削減に向けて住民や事業者にも周知を図るなど、引き続き取組を行ってまいります。

第6は、誰もが働きたくなるまちづくりであります。

～地域振興をめざしたまちづくり～

商工業の振興につきましては、引き続き忠岡町商工会との連携を中心に、関係各機関の特色を生かしながら協働して施策の展開を図り、地域経済の健全な発展と住民生活の向上に貢献できるよう努めてまいります。

農業振興については、農業委員会と連携して町内遊休農地の解消に向け努めてまいります。また、文化会館と共同で開催している料理教室を通じて、引き続き地産地消の郷土料理の普及PRに努めてまいります。

水産業の振興については、忠岡町漁業組合における大阪湾の水質保全活動や忠岡港でのみなとマーケットなど、イベントを通じて美しく豊かなまちの恵みである地元海産物に親しんでもらえることなどで、港のあるまちとして魅力が増すよう取り組んでまいります。

～働きやすい環境のまちづくり～

就労支援については、就労に有効な資格取得に関する専門講座の開催、国家資格や技能検定取得経費の助成及び新たに住民を正規雇用する町内事業者への補助を継続してまいります。

また、障がい者の就労支援においては、就労継続支援B型事業所などに対し、図書の清拭などの軽作業を発注しておりますが、今後も事業所とさらなる連携を図ってまいります。

第7は、持続可能な行政運営ができていくまちづくりであります。

～限られた行政資源を有効活用できているまちづくり～

公共施設については、今後、多くの施設において長寿命化等が必要となることから、前年度改訂いたしました公共施設等総合管理計画に基づき、財源を考慮しながら計画的に整備を推進してまいります。

また、今年度から高齢化対策に必要な財源を安定的に確保するため、計画的に公共施設整備基金に積み立てることとし、一会計年度における一般財源が過度に集中しないように努めてまいります。

入札制度については、より一層透明性の向上、公正な競争の促進が図れるよう郵便入札の導入など、引き続き制度改革を推進してまいります。

効率的な行政運営の推進については、昨年度に引き続き文書管理システムや電子決裁システムの導入を推進し、ペーパーレス、判こレスを図る中、経費の削減を図ってまいります。

また、限られた財源を最大限に活用するため、施策の優先度、緊急度、事業効果などの検証を行い、効果的・計画的なまちづくりを推進してまいります。

情報施策の推進については、基幹業務システムの標準化への移行を進めてまいります。また、庁舎のWi-Fi化による業務の効率化、ペーパーレスの推進と同時に、各種手続のオンライン化を進め、住民サービスの利便性向上を図ってまいります。

町税・各保険料については、徴収・収納事務の効率化を進めてまいります。また、町税・国民健康保険料の収入未済額の縮減を図るため、引き続き大阪府域地方税徴収機構へ参加し、滞納整理を進めてまいります。

基金については、これまでは銀行預金による資金運用を行ってまいりましたが、効率的な資金運用を図るために、基金の一部を活用し安全性の確保を第一に債券運用を実施してまいります。

ふるさと納税については、令和5年度より寄附額が3億円を上げ、寄附額の増加を目指して事業に取り組んでおりますが、令和2年度の寄附額をピークに年々寄附額が減少しています。このため返礼品協力事業者の開拓、返礼品の増加及び効果的な広告の運用等を行い、寄附額の向上を目指します。

官学連携では、包括連携を締結している羽衣国際大学学生の視点から、まちの魅力の発信など手法について検討してまいります。

泉州地域活性化については、引き続き泉州9市4町をはじめ大阪府、関西国際空港、民間企業と連携し、観光事業等のプラットフォームとなるKIX泉州ツーリズムビューローに参加してまいります。

～柔軟な体制をとれているまちづくり～

将来的な労働力不足が見込まれる中、多様化・複雑化する行政課題に対応できる職員の育成及び確保に取り組むため、研修等により職責ごとの役割やデジタル人材の育成を効果的に行ってまいります。

また、就職希望先として公務員人気は低下し続けており、人材確保は喫緊の課題であります。とりわけ専門職の確保につきましては、大変厳しい状況となっております。職員採用については、一般人も含め今後ますます確保することが難しくなるため、新年度以前に募集告知の実施やキャリアリターン制度や時差出勤等制度を可能としている働きやすい職場であることをPRし、職員確保を目指します。

昇任試験においては、現状、主査と係長試験を実施しておりますが、昇任に対する価値

観の変化に伴い、同試験の必要性について検討を行います。併せて2市1町連携協定に基づいて、引き続き泉大津市、高石市と連携し、より効果的な人材確保・運用方法を検討してまいります。

人材育成の面において、引き続き大阪府への本町職員を研修生として派遣し、より一層職務遂行能力の向上を図ってまいります。

なお、1月より坂上佳隆さんに副町長として就任していただいております。忠岡町の発展のため、大阪府で培われた行政経験に期待しているところでございます。

以上、令和7年度に向けて町政運営に関する私の基本的な考え方と主要な施策について、その概要をご説明申し上げました。今後、これらの実施に当たりましては、議会との連携も一層密にしながら着実に進めてまいります。

結びに当たり、魅力ある施策を効果的に展開し、子どもたちには夢と希望を、お年寄りには安心を、全ての住民皆様が幸せを実感できるよう、スピード、決断、実行を基に「つながる つどう 人を育む」まちづくりに全力を傾注してまいります。

議員各位並びに住民の皆様方におかれましては、町政の推進に一層ご支援・ご協力を賜りますようお願い申し上げます。私の施策の方針といたします。

令和7年2月27日、忠岡町長、杉原健士。

ご清聴ありがとうございました。

議長（北村 孝議員）

議事の都合により、暫時休憩をいたします。

11時5分から再開いたします。暫時休憩いたします。

（「午前10時52分」休憩）

議長（北村 孝議員）

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

（「午前11時05分」再開）

（出席議員及び議事参与員休憩前に同じ）

議長（北村 孝議員）

日程第5 報告第1号 専決処分の報告について（損害賠償の額を定めること及び和解について）を議題といたします。

議長（北村 孝議員）

本件についての報告を求めます。

町長（杉原 健士町長）

議長。

議長（北村 孝議員）

杉原町長。

町長（杉原 健士町長）

報告第1号 専決処分の報告につきまして、ご説明申し上げます。

本件は、令和6年7月22日、忠岡東1丁目34番1号、忠岡町シビックセンター南館において発生した事故について、相手方と損害賠償額9,840円をもって和解し、地方自治法第180条第1項の規定により、令和7年1月23日付をもって専決処分したので、同条第2項の規定によりご報告する次第でございます。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

議長（北村 孝議員）

報告は以上のおりです。

この件についてご質疑をお受けいたします。ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北村 孝議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これをもって報告第1号 専決処分の報告について（損害賠償の額を定めること及び和解について）を終わります。

議長（北村 孝議員）

日程第6 議案第1号 専決処分の承認を求めることについて（令和6年度忠岡町一般会計補正予算（第8号））を議題といたします。

議長（北村 孝議員）

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長（杉原 健士町長）

議長。

議長（北村 孝議員）

杉原町長。

町長（杉原 健士町長）

議案第1号 専決処分の承認を求めることについて、ご説明申し上げます。

今般、専決処分いたしましたのは、令和6年度忠岡町一般会計補正予算（第8号）で、1月22日付をもって処分した次第であります。

今回の補正予算は1億1,846万9,000円で、これを補正することにより予算総額は82億2,843万9,000円となります。

歳入につきましては、第14款 国庫支出金で、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の計上であります。歳出につきましては、住民税非課税世帯支援給付金及び住民税非課税世帯支援給付金（こども加算分）関連経費の計上であります。

次に、債務負担行為の補正につきましては、住民基本台帳ネットワークシステム運用事業について、限度額を1,403万3,000円に変更するものであります。

どうぞ、よろしくご承認のほど、お願い申し上げます。

議長（北村 孝議員）

提案理由は以上のとおりです。

ご質疑をお受けいたします。ご質疑ありませんか。

5番（二家本英生議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

二家本議員。

5番（二家本英生議員）

今回の専決の補正予算ですけれども、第2条のほうに債務負担行為の修正が入っております。住民基本台帳ネットワークシステム運用事業ということで、令和6年度から令和11年度までで、当初が1,216万4,000円、変更後は1,403万3,000円という変更となっております。

事前の説明であれば、当初見積もっていた金額よりもリース料金が高くなったということで、今回こういう形で変更されているということなんですけれども、確認なんですけれども、この住民基本台帳ネットワークシステム運用事業というのは、今、国が進めているシステムの標準化、これに関する運用事業ということではないでしょうか。確認のためにお伺いいたします。

産業住民部（谷野 彰俊次長兼生活環境部長）

議長。

議長（北村 孝議員）

谷野産業住民部次長。

産業住民部（谷野 彰俊次長兼生活環境部長）

今回、議員ご質問の債務負担行為の補正の部分につきましては、住民基本台帳ネットワークシステムの分の5年に一度の機器更改に係る賃貸借事業の債務負担行為でございまして、基幹系の住民基本台帳システムの標準化の作業の分とまた別のものがございます。

5番（二家本英生議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

二家本議員。

5番（二家本英生議員）

分かりました。またその標準化については、多分予算委員会のほうでも出てると思いますので、また質問させていただきたいと思います。

以上でございます。

議長（北村 孝議員）

他に、ご質疑ありませんか。

8番（三宅 良矢議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

三宅議員。

8番（三宅 良矢議員）

この事業におきまして、配布される世帯が、9,600万円なので1世帯当たり3万円ということで、約3,200世帯が予定されていると思うんですが、その属性ですね。例えば、単身世帯なのかそうではないのか。例えば、年金もらう65歳以上がどれぐらいなのかとか、もらっていない世帯がどれぐらいなのかとか、そういった属性というのは出せるのでしょうか、分かるのでしょうか、お教えてください。

健康福祉部（二重 幸生部長）

議長。

議長（北村 孝議員）

二重健康福祉部長。

健康福祉部（二重 幸生部長）

その各世帯の属性に関しましては、あくまでも我々としては税のほうから情報をいただくという形になっておりますので、詳細の属性に関しましては私どものでは把握できませんので、もしあれでしたら税務のほうに確認をいただけたらと考えておりますので、よろしく願いいたします。

8番（三宅 良矢議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

三宅議員。

8番（三宅 良矢議員）

分かりました。こういった給付って毎年、例年のごとくあるんですが、大体配って終わりで、その後何も、配ったかというだけで終わってしまうんで、それを、例えばその属性とかをしっかりと把握することで、高齢者が多いからしんどい家庭が多いのか、それともそうでない、例えば障がいをお持ちの方で、あと母子家庭がこれぐらいあるからしんどいのかという、地域のそういう状況というのはこういった形でも把握できていくと思いますので、予算で配る金額以外でも1,000万円、2,000万円は使っているものなので、できればそういったことも併せて明確化していただきたいなと思いますので、よろしく願いします。

以上です。

議長（北村 孝議員）

ほかにご質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北村 孝議員）

ないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本件は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略して、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（北村 孝議員）

異議ないものと認め、委員会付託を省略することに決定いたしました。

議長（北村 孝議員）

これより、討論に入ります。

討論は、ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北村 孝議員）

ないようですので、討論を終結いたします。

議長（北村 孝議員）

これより、議案第1号 専決処分の承認を求めることについて（令和6年度忠岡町一般会計補正予算（第8号））を採決いたします。

原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（北村 孝議員）

異議ないものと認め、本件は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

議長（北村 孝議員）

日程第7 議案第2号 忠岡町監査委員の選任についてを議題といたします。

議長（北村 孝議員）

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長（杉原 健士町長）

議長。

議長（北村 孝議員）

杉原町長。

町長（杉原 健士町長）

議案第2号 忠岡町監査委員の選任につきまして、ご説明申し上げます。

本町監査委員前田成弘氏は、令和7年5月31日をもって任期満了となりますが、引き続き同委員に選任いたしたく、議会の同意を求めるものでございます。

同氏は、人格、識見ともに優れ、広く社会実情に精通し適任者と思われまますので、よろしくお願ひ申し上げます。

議長（北村 孝議員）

提案理由は、以上のとおりです。

ご質疑をお受けいたします。ご質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北村 孝議員）

ないようですので、質疑を終結いたします。

議長（北村 孝議員）

お諮りいたします。

本件は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略して、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（北村 孝議員）

異議ないものと認め、委員会付託を省略することに決定いたしました。

議長（北村 孝議員）

これより、討論に入ります。

討論は、ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北村 孝議員）

ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議案第2号 忠岡町監査委員の選任についてを採決いたします。

原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（北村 孝議員）

異議ないものと認め、本件は、原案のとおり同意することに決定いたしました。

議長（北村 孝議員）

日程第8 議案第3号 忠岡町教育長の任命についてを議題といたします。

議長（北村 孝議員）

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長（杉原 健士町長）

議長。

議長（北村 孝議員）

杉原町長。

町長（杉原 健士町長）

議案第3号 忠岡町教育長の任命につきまして、ご説明申し上げます。

本件は、現在欠員となっております本町教育長として、大塚孝氏を任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

同氏は、人格、識見ともに優れ、適任者と思われまますので、ご賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（北村 孝議員）

提案理由は、以上のとおりです。

ご質疑をお受けいたします。

6番（河野 隆子議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

河野議員。

6番（河野 隆子議員）

この約1年間、教育長不在だということで、教育委員会のほうも大変ご苦勞があったと思います。それは町長の責任であるというように私は思っています。

今回、議題に上程されております教育長の任命についてであります。大塚孝氏を任命されるに至った経緯、これについて町長からお答えいただきたいというように思います。

町長（杉原 健士町長）

議長。

議長（北村 孝議員）

杉原町長。

町長（杉原 健士町長）

この1年間、非常に議員皆様方、また住民の皆様方に非常にご苦勞をかけ、ご不便をかけたというところ、この場をお借りしまして厚く反省するところでございます。

この経緯に至りましては、府とも掛け合い、いろいろな角度からいろいろ人選いたしました。その中において、私、町民グラウンド等々のときに文科省の役員さんとも何度も陳情させていただきまして、あのt o t oの助成金のところでもございますけれども、そのときのご縁がありましたので、文科省のほうに出向いて、まずは連絡させていただきまして、今どんな方がどういうふうにして地方に出ているのかというのいろいろなデータをいただきまして、その中から選任したという次第でございます。

府のほうに、いろいろ掛け合いましたけれども、なかなか今、人材難でございまして、ましてや坂上副町長を府からいただいているのに、また教育長も府からというのもいささかな問題もありますし、その辺も踏まえながらしっかりと今回、文科省のほうからこういうふうになりました。

ちなみに府下の中でも文科省出身が、本町もこれでご賛同いただきましたから6名ぐらいといいますから、43人の中でいったら1割を超えているのかなという状態でございます。どうかよろしく願いいたします。

以上でございます。

6番（河野 隆子議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

河野議員。

6番（河野 隆子議員）

教育委員会は生涯学習、教育、文化、スポーツ等の幅広い施策を展開する執行機関であります。個人の精神的な価値の形成を目指して行われる教育においては、中立・公正であることは重要であり、教育行政に当たっても、個人的な価値判断や特定の党派的影響力から中立性を確保すること。そして、子どもの健全な成長・発達のために学習期間を通じて安定的に行われることが必要であり、また、教育は地域住民にとって大変身近な関心の高い行政分野でありますから、専門家のみが担うだけではなくて、広く地域住民の意向を踏まえて行われることが大事だというふうに思います。教育の独立性・独自性を堅持していただき、そして子どもたちを守るという立場で教育行政を進めてもらいたいというふうに思います。

教育長の任命については、提出者は町長であります。さきの全員協議会では、大塚孝氏も委員会のほうに出向いてご挨拶もされたところで、子どもたちのために教育を充実したいということと、それから教職員の健康を守っていきたいということも言われておりました。

町長は、私が今述べたようなこと、それらのことから大塚氏が適任であるということで任命されたということで、よろしいでございますね。もう一度確認のため、お願いいたします。

町長（杉原 健士町長）

議長。

議長（北村 孝議員）

杉原町長。

町長（杉原 健士町長）

ご説明させていただきましたように、人格ですね。それと識見ともに優れているという

ことで任命させていただきました。

以上でございます。

議長（北村 孝議員）

他にご質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北村 孝議員）

ないようですので、質疑を終結いたします。

議長（北村 孝議員）

お諮りいたします。

本件は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略して、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（北村 孝議員）

異議ないものと認め、委員会付託を省略することに決定いたしました。

議長（北村 孝議員）

これより、討論に入ります。

討論は、ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北村 孝議員）

ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議案第3号 忠岡町教育長の任命についてを採決いたします。

原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（北村 孝議員）

異議ないものと認め、本件は、原案のとおり同意することに決定いたしました。

ここで任命同意されました大塚孝さんにより、挨拶をいたしたいとの申出がありますので、これを許します。

それでは大塚孝さんの議場への登壇を許可いたします。

（大塚氏 入室）

教育長（大塚 孝教育長）

ただいま議長のお許しをいただきましたので、教育長任命に当たってのご挨拶を申し上げます。

本日、議員の皆様のご同意を賜り、4月1日付で教育長に就任させていただくことになりました。もとより微力な私でございますが、責任の重さを痛感しているところでございます。

忠岡町の教育の充実・発展のため、誠心誠意努めてまいり所存でございます。議員の皆様、町民の皆様からのご指導、ご鞭撻を心よりお願い申し上げ、簡単粗辞ではございますが、ご挨拶とさせていただきます。よろしくお願いたします。

(大塚氏 退場)

議長（北村 孝議員）

日程第9 議案第4号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを議題といたします。

議長（北村 孝議員）

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長（杉原 健士町長）

議長。

議長（北村 孝議員）

杉原町長。

町長（杉原 健士町長）

議案第4号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定につきまして、ご説明申し上げます。

本件は、刑法等の一部を改正する法律により、懲役及び禁錮が廃止され、新たな拘禁刑が創設されることに伴い、本町の条例において引用する「懲役」又は「禁錮」を「拘禁刑」に改める改正を行うものであります。

どうぞよろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

議長（北村 孝議員）

提案理由は、以上のとおりです。

これより大綱的質疑をお受けいたします。ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長（北村 孝議員）

質疑なしと認めます。これで大綱的質疑を終わります。

議案第4号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定については、会議規則第39条第1項の規定により、総務事業常任委員会に付託いたします。

議長（北村 孝議員）

日程第10 議案第5号 忠岡町犯罪被害者等支援条例の制定についてを議題といたします。

議長（北村 孝議員）

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長（杉原 健士町長）

議長。

議長（北村 孝議員）

杉原町長。

町長（杉原 健士町長）

議案第5号 忠岡町犯罪被害者等支援条例の制定につきまして、ご説明申し上げます。

本件は、犯罪被害者等基本法に基づき、犯罪被害者等の支援に関し基本理念及び犯罪被害者等の支援に関する施策の基本となる事項を定めることにより、犯罪被害者等の権利、利益の保護並びに被害の軽減及び回復を図るとともに、安心して暮らせることができる社会実現に寄与することを目的として定めるものでございます。

どうぞ、よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

議長（北村 孝議員）

提案理由は、以上のとおりです。

これより大綱的質疑をお受けいたします。ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北村 孝議員）

質疑なしと認めます。これで大綱的質疑を終わります。

議案第5号 忠岡町犯罪被害者等支援条例の制定については、会議規則第39条第1項の規定により、総務事業常任委員会に付託いたします。

議長（北村 孝議員）

日程第11 議案第6号 忠岡町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

議長（北村 孝議員）

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長（杉原 健士町長）

議長。

議長（北村 孝議員）

杉原町長。

町長（杉原 健士町長）

議案第6号 忠岡町一般職の任期付職員の採用等に関する条例等の一部改正につきまして、ご説明を申し上げます。

本件は、人事院勧告による国家公務員の給与の取扱いに準じ、給料、期末手当の改定及び特定任期付職員業績手当を廃止し、勤勉手当を支給する等の改正を行うものでございます。

どうぞ、よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

議長（北村 孝議員）

提案理由は、以上のとおりです。

ご質疑をお受けいたします。ご質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北村 孝議員）

ご質疑はないようですので、質疑を終結いたします。

議長（北村 孝議員）

お諮りいたします。

本件は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略して、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（北村 孝議員）

異議ないものと認め、委員会付託を省略することに決定いたしました。

議長（北村 孝議員）

これより、討論に入ります。

討論は、ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北村 孝議員）

ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議案第6号 忠岡町一般職の任期付職員の採用等に関する条例等の一部改正についてを採決いたします。

原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（北村 孝議員）

異議ないものと認め、本件は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

議長（北村 孝議員）

日程第12 議案第7号 忠岡町議会議員の議員報酬及び費用弁償等条例の一部改正についてを議題といたします。

議長（北村 孝議員）

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長（杉原 健士町長）

議長。

議長（北村 孝議員）

杉原町長。

町長（杉原 健士町長）

議案第7号 忠岡町議会議員の議員報酬及び費用弁償等条例の一部改正につきまして、ご説明申し上げます。

本件は、人事院勧告による国家公務員の給与の取扱いに準じ、期末手当について年間0.1月分の引上げの改正を行うものでございます。

どうぞ、よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

議長（北村 孝議員）

提案理由は、以上のとおりです。

ご質疑をお受けいたします。ご質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北村 孝議員）

ご質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

（二家本議員、河野議員、退室）

議長（北村 孝議員）

お諮りいたします。

本件は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略して、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（北村 孝議員）

異議ないものと認め、委員会付託を省略することに決定いたしました。

議長（北村 孝議員）

これより、討論に入ります。

討論は、ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北村 孝議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより起立により採決いたします。

議案第7号 忠岡町議会議員の議員報酬及び費用弁償等条例の一部改正について、原案のとおり、可決することに賛成の議員の起立を求めます。

（全会一致）

議長（北村 孝議員）

起立多数であります。

よって、議案第7号は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

(二家本議員、河野議員、入室)

議長（北村 孝議員）

日程第13 議案第8号 忠岡町特別職の職員の給与に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

議長（北村 孝議員）

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長（杉原 健士町長）

議長。

議長（北村 孝議員）

杉原町長。

町長（杉原 健士町長）

議案第8号 忠岡町特別職の職員の給与に関する条例の一部改正につきまして、ご説明申し上げます。

本件は、人事院勧告による国家公務員の給与の取扱いに準じ、期末手当について年間0.1月分の引上げの改正並びに教育長の給料及び退職手当の特例の適用期間について、令和7年4月1日から令和10年3月31日までとする改正を行うものでございます。

どうぞ、よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

議長（北村 孝議員）

提案理由は、以上のとおりです。

ご質疑をお受けいたします。

6番（河野 隆子議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

河野議員。

6番（河野 隆子議員）

特別職の給与につきましては、杉原町長就任以来20%カット、それから副町長につきましては10%カット、教育長も10%カットとし、退職手当の不支給とされてきたところであります。

そういった中で、今回の期末手当の年額0.1か月分の増額については、なぜ改正をされるのか、その理由についてお聞きしたいと思います。

町長（杉原 健士町長）

議長。

議長（北村 孝議員）

杉原町長。

町長（杉原 健士町長）

あくまでも人事院勧告に基づいての実施でございます。

6 番（河野 隆子議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

河野議員。

6 番（河野 隆子議員）

本議案の提出者は杉原町長です。町長は自分で提案できるという権限があるわけですが、それは職員との大きな違いであります。人事院勧告によってということでもありますけれども、人事院勧告を反映しなくてもいい立場であるということも言えます。理由は今言われましたが、これまで給与を20%カットされているのに、この人事院勧告に伴ってという引上げというのは、筋が通らないということを申し述べておきます。

議長（北村 孝議員）

他に、ご質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北村 孝議員）

ないようですので、質疑を終結いたします。

（二家本議員、河野議員、退室）

議長（北村 孝議員）

お諮りいたします。

本件は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略して、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（北村 孝議員）

異議ないものと認め、委員会付託を省略することに決定いたしました。

議長（北村 孝議員）

これより、討論に入ります。

討論は、ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北村 孝議員）

ないようですので、討論を終結いたします。

これより起立により採決いたします。

議案第8号 忠岡町特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について、原案のとおり、可決することに賛成の議員の起立を求めます。

（全会一致）

議長（北村 孝議員）

起立多数であります。

よって、議案第8号は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

（二家本議員、河野議員、入室）

議長（北村 孝議員）

日程第14 議案第9号 一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正についてを議題といたします。

議長（北村 孝議員）

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長（杉原 健士町長）

議長。

議長（北村 孝議員）

杉原町長。

町長（杉原 健士町長）

議案第9号、一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正につきまして、ご説明いたします。

本件は、人事院勧告による国家公務員の給与の取扱いに準じ、給料、地域手当、期末・勤勉手当、扶養手当、管理職特別勤務手当及び再任用職員の住居手当に係る改正並びに刑法の一部を改正する法律により、懲役及び禁錮が廃止され、新たな拘禁刑が創設されることに伴い、本条例において引用する「禁錮」を「拘禁刑」に改める改正を行うものでございます。

どうぞ、よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

議長（北村 孝議員）

提案理由は、以上のとおりです。

ご質疑をお受けいたします。ご質疑ありませんか。

6番（河野 隆子議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

河野議員。

6番（河野 隆子議員）

一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について、秘書人事課資料を頂いております。そこで2点お聞きします。

地域手当の地域設定の見直しでは、現行6%から12%へ、令和7年度は10%となっておりますが、府下で地域手当は違いますが、今回のこの条例改正で本町は府下の中でど

のような位置になるのでしょうか。

それからもう一点、それは扶養手当の見直しです。配偶者の扶養手当を2年かけて廃止するというように書かれておりますが、配偶者の扶養手当の廃止で影響のある方は本町は何名おられますでしょうか。この2点、お答えをお願いいたします。

町長公室（中定 昭博次長兼秘書人事課長）

議長。

議長（北村 孝議員）

中定町長公室次長。

町長公室（中定 昭博次長兼秘書人事課長）

ご質問の1点目でございます。地域手当なんですけども、大阪府下、今までは市町村単位の設定でありました。それが都道府県単位になりましたので、大阪府下では2市を除いて全て同じ率になります。

それから、扶養手当の配偶者の減額となる対象者は12名となっております。

6番（河野 隆子議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

河野議員。

6番（河野 隆子議員）

扶養手当の見直しについては、現在、配偶者の扶養手当は6,500円ですが、それを2年かけて廃止して、その原資で、現在、子どもの扶養手当1万円を1万3,000円に引き上げていくというこの条例案です。子育て世帯を支援していくということについては必要であるというふうに思いますが、なぜ配偶者の扶養手当を廃止するのか。

人事院勧告の配偶者扶養手当の廃止については、少子高齢化で働き手不足を補うために、安倍政権が女性活躍社会だと言って、配偶者扶養手当が当初月1万6,000円だったものを、廃止に向けてこれまで何度も削減されてきたわけです。働いたほうが得だとし向ける政策を進めてきた経緯があるということでもあります。

女性が働くか働かないかという選択は個人の自由ですし、また、働きたくても体や心の病気、家族の介護などで働けない女性もおります。女性活躍社会というだけで、個人個人が自由にそれぞれの事情を考えない政策がこれまで進められてきたわけです。そういったことから、配偶者扶養手当の廃止というのではなく、やはり町独自として検討していただくというお考えはないのでしょうか。

町長公室（中定 昭博次長兼秘書人事課長）

議長。

議長（北村 孝議員）

中定公室次長。

町長公室（中定 昭博次長兼秘書人事課長）

人事院勧告に基づく改正になりますので、この辺は本町の職員組合も従前から、良いものも悪いものも全て完全実施ということになっておりますので、そこに本町独自のテーストを加えるということとはできないかなと考えております。

6番（河野 隆子議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

河野議員。

6番（河野 隆子議員）

この人事院勧告に係る国家公務員の取扱いに準ずるというものは、全てそれを地方公務員が従わなければならないというものではないというふうに思いますし、公務員である職員が給与の交渉もできない、今、いいものでも悪いものもそれに従ってきたということで、交渉もできないという立場であります。ぜひ町長、廃止までまだ2年ありますので、町独自の施策として検討はしていただきたいというふうに要望します。

それから、この配偶者扶養手当の廃止は、先ほども申しましたように、安倍政権のときに安い賃金で働く労働力不足を補うために、女性を外で働かせるために手当を廃止すると、それを国が率先してやってきたということで、民間企業もこれにならって配偶者手当を廃止しております。女性を働きに出させるものであることは認められるものではありません。

しかしながら、期末手当の民間との格差は是正すべきであると考えております。そういった意見であります。

以上です。

議長（北村 孝議員）

よろしいですか。

6番（河野 隆子議員）

町長、最後に、今言いましたように、まだ2年の期間がありますので、ぜひ検討していただきたいと思います。そんなに財政がひっ迫するものでもないと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

町長（杉原 健士町長）

議長。

議長（北村 孝議員）

杉原町長。

町長（杉原 健士町長）

人事院勧告に基づいて、ルールに従うということでご了承願ひます。

以上です。

議長（北村 孝議員）

他に、ご質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(北村 孝議員)

ないようですので、質疑を終結いたします。

議長(北村 孝議員)

お諮りいたします。

本件は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略して、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(北村 孝議員)

異議ないものと認め、委員会付託を省略することに決定いたしました。

議長(北村 孝議員)

これより、討論に入ります。

討論は、ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(北村 孝議員)

ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議案第9号 一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について採決いたします。

原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(北村 孝議員)

異議ないものと認め、本件は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

議長(北村 孝議員)

日程第15 議案第10号 忠岡町会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

議長(北村 孝議員)

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長(杉原 健士町長)

議長。

議長(北村 孝議員)

杉原町長。

町長(杉原 健士町長)

議案第10号、忠岡町会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部改正につきまして、

ご説明申し上げます。

本件は、再任用短時間勤務職員の給与の取扱いに準じ、期末・勤勉手当について年間0.05か月分の引上げの改正を行うものでございます。

どうぞ、よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

議長（北村 孝議員）

提案理由は、以上のとおりです。

ご質疑をお受けいたします。ご質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北村 孝議員）

質疑はないようですので、質疑を終結いたします。

議長（北村 孝議員）

お諮りいたします。

本件は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略して、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（北村 孝議員）

異議ないものと認め、委員会付託を省略することに決定いたしました。

議長（北村 孝議員）

これより、討論に入ります。

討論は、ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北村 孝議員）

ないようですので、討論を終結いたします。

議長（北村 孝議員）

これより、議案第10号 忠岡町会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部改正について採決いたします。

原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（北村 孝議員）

異議ないものと認め、本件は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

議長（北村 孝議員）

日程第16 議案第11号 忠岡町職員退職手当に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

議長（北村 孝議員）

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長（杉原 健士町長）

議長。

議長（北村 孝議員）

杉原町長。

町長（杉原 健士町長）

議案第11号 忠岡町職員退職手当に関する条例の一部改正につきまして、ご説明申し上げます。

本件は、雇用保険法等の一部改正する法律に伴う国家公務員退職手当法の改正に準じ、失業者の退職手当に係る改正並びに刑法等の一部を改正する法律により、懲役及び禁錮が廃止され、新たに拘禁刑が創設されることに伴い、本条例において引用している「禁錮」を「拘禁刑」に改める改正を行うものでございます。

どうぞ、よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

議長（北村 孝議員）

提案理由は、以上のとおりです。

これより大綱的質疑をお受けいたします。ご質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北村 孝議員）

質疑なしと認めます。これで大綱的質疑を終わります。

議案第11号 忠岡町職員退職手当に関する条例の一部改正については、会議規則第39条第1項の規定により、総務事業常任委員会に付託いたします。

議長（北村 孝議員）

日程第17 議案第12号 忠岡町霊園基金条例の一部改正についてを議題といたします。

議長（北村 孝議員）

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長（杉原 健士町長）

議長。

議長（北村 孝議員）

杉原町長。

町長（杉原 健士町長）

議案第12号 忠岡町霊園基金条例の一部改正につきまして、ご説明申し上げます。

本件は、忠岡町霊園基金について、新たに使用料を基金に充てることとし、霊園の環境整備及び管理運営の経費や使用料の返還金に充てる改正を行うものでございます。

どうぞ、よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

議長（北村 孝議員）

提案理由は、以上のとおりです。

これより大綱的質疑をお受けいたします。ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北村 孝議員）

質疑なしと認めます。これで大綱的質疑を終わります。

議案第12号 忠岡町霊園基金条例の一部改正については、会議規則第39条第1項の規定により、総務事業常任委員会に付託いたします。

議長（北村 孝議員）

日程第18 議案第13号 忠岡町霊園条例の一部改正についてを議題といたします。

議長（北村 孝議員）

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長（杉原 健士町長）

議長。

議長（北村 孝議員）

杉原町長。

町長（杉原 健士町長）

議案第13号 忠岡町霊園条例の一部改正につきまして、ご説明申し上げます。

本件は、墓地の使用料の返還について、使用許可を受けてからの年数や使用の有無によって返還率を定め、返還金の根拠を明確にするため、改正を行うものでございます。

どうぞ、よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

議長（北村 孝議員）

提案理由は、以上のとおりです。

これより大綱的質疑をお受けいたします。ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北村 孝議員）

質疑なしと認めます。これで大綱的質疑を終わります。

議案第13号 忠岡町霊園条例の一部改正については、会議規則第39条第1項の規定により、総務事業常任委員会に付託いたします。

議長（北村 孝議員）

日程第19 議案第14号 忠岡町国民健康保険料条例の一部改正についてを議題といたします。

議長（北村 孝議員）

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長（杉原 健士町長）

議長。

議長（北村 孝議員）

杉原町長。

町長（杉原 健士町長）

議案第14号 忠岡町国民健康保険料条例の一部改正につきまして、ご説明申し上げます。

本件は、厚生労働省通知に伴い、急患等で医療機関等を受診した被保険者の保険料について、当該者の資力の活用が可能となるまでの期間として最長1年間その徴収を猶予するため、改正を行うものでございます。

どうぞ、よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

議長（北村 孝議員）

提案理由は、以上のとおりです。

これより大綱的質疑をお受けいたします。ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北村 孝議員）

質疑なしと認めます。これで大綱的質疑を終わります。

議案第14号 忠岡町国民健康保険料条例の一部改正については、会議規則第39条第1項の規定により、福祉文教常任委員会に付託いたします。

議長（北村 孝議員）

日程第20 議案第15号 忠岡町ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

議長（北村 孝議員）

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長（杉原 健士町長）

議長。

議長（北村 孝議員）

杉原町長。

町長（杉原 健士町長）

議案第15号 忠岡町ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例の一部改正につきまして、ご説明申し上げます。

本件は、所得税法上の扶養控除の取扱いについて、30歳以上70歳未満の控除対象扶

養親族に係る国内居住要件が設けられたことに伴い、児童扶養手当施行令が改正され、児童扶養手当における所得制限限度額の算定において、対象となる扶養親族等から、所得税法に規定する控除対象扶養親族でない者を除くこととされたことから、同令の所得制限基準を準用しているひとり親家庭医療についても同趣旨の改正を行うものでございます。

どうぞ、よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

議長（北村 孝議員）

提案理由は、以上のとおりです。

これより大綱的質疑をお受けいたします。ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北村 孝議員）

質疑なしと認めます。これで大綱的質疑を終わります。

議案第15号 忠岡町ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例の一部改正については、会議規則第39条第1項の規定により、福祉文教常任委員会に付託いたします。

議長（北村 孝議員）

日程第21 議案第16号 忠岡町一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

議長（北村 孝議員）

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長（杉原 健士町長）

議長。

議長（北村 孝議員）

杉原町長。

町長（杉原 健士町長）

議案第16号 忠岡町一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正につきまして、ご説明申し上げます。

本件は、総務省消防庁通知に基づき、緊急消防援助隊として出動した消防職員に対して、新たに特殊勤務手当を支給するため、改正を行うものでございます。

どうぞ、よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

議長（北村 孝議員）

提案理由は、以上のとおりです。

これより大綱的質疑をお受けいたします。ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北村 孝議員）

質疑なしと認めます。これで大綱的質疑を終わります。

議案第16号 忠岡町一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正については、会議規則第39条第1項の規定により、総務事業常任委員会に付託いたします。

議長（北村 孝議員）

日程第22 議案第17号 令和6年度忠岡町一般会計補正予算（第9号）についてを議題といたします。

議長（北村 孝議員）

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長（杉原 健士町長）

議長。

議長（北村 孝議員）

杉原町長。

町長（杉原 健士町長）

議案第17号 令和6年度忠岡町一般会計補正予算（第9号）につきまして、ご説明申し上げます。

今回の補正予算額は1億5,273万6,000円で、これを追加することにより、予算総額は83億8,117万5,000円となります。

歳入につきましては、第10款 地方税で普通交付税の計上、第13款 使用料及び手数料で火葬料の計上、第14款 国庫支出金で、子どものための教育・保育給付費負担金（1号）の計上、新しい地方経済・生活環境創生交付金（地域防災緊急整備型）の計上、第15款 府支出金で子どものための教育・保育給付費負担金（1号）の計上、第18款 繰入金で財政調整基金繰入金の減額、第20款 諸収入で障害者自立支援給付費負担金国過年度分及び府過年度分の計上、第21款 町債で、防災対策事業債の計上、小学校整備事業債の計上、臨時財政対策債の減額であります。

次に、歳出につきましては、各費目の人件費において、人事院勧告に伴う調整額を計上しております。

その他につきましては、第2款 総務費で、財政調整基金積立金の計上、森林環境譲与税基金積立金の計上、給水車購入費の計上、避難所環境改善資機材等購入費の計上、第3款 民生費で、障害者相談支援業務補償金の計上、重度訪問介護等の利用の促進に係る市町村支援事業補助金精算返還金の計上、介護給付費繰出金の計上、地域支援事業繰出金（総合事業）の計上、第4款 衛生費で葬儀管理業務委託料の計上、第10款 教育費で、認定こども園施設型給付費（1号認定）の計上、東忠岡小学校屋内運動場改修事業関連経費の財源更正であります。

次に、地方債の補正につきましては、総務費において避難所環境改善整備事業に係る防災対策事業債1,000万円を追加、小学校整備事業債において限度額を1,660万円

に変更、臨時財政対策債において今年度の借入れを行わないことから、1,829万円を減額するものであります。

どうぞ、よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

議長（北村 孝議員）

提案理由は、以上のとおりです。

これより大綱的質疑をお受けいたします。ご質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北村 孝議員）

質疑なしと認めます。これで大綱的質疑を終わります。

議案第17号 令和6年度忠岡町一般会計補正予算（第9号）については、会議規則第39条第1項の規定により、総務事業、福祉文教の各常任委員会に付託いたします。

議長（北村 孝議員）

日程第23 議案第18号 令和6年忠岡町介護保険特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

議長（北村 孝議員）

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長（杉原 健士町長）

議長。

議長（北村 孝議員）

杉原町長。

町長（杉原 健士町長）

議案第18号 令和6年度忠岡町介護保険特別会計補正予算（第2号）につきまして、ご説明申し上げます。

今回の補正予算は、介護給付費等の不足に係る増額補正でございます。

今回の補正予算額は4,968万円の追加で、これを補正することにより予算総額は17億9,477万8,000円となります。

歳入につきましては、第1款 保険料で第1号被保険者保険料の計上、第3款 国庫支出金で介護給付費負担金及び地域支援事業交付金（総合事業）の計上、第4款 支払基金交付金で介護給付費交付金及び地域支援事業支援交付金の計上、第5款 府支出金で介護給付費負担金及び地域支援事業交付金（総合事業）の計上、第7款 繰入金で介護給付費繰入金及び地域支援事業繰入金（総合事業）の計上。

歳出につきましては、第2款 保険給付費及び第3款 地域支援事業費で、居宅介護サービス給付費等の計上でございます。

どうぞ、よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

議長（北村 孝議員）

提案理由は、以上のとおりです。

これより大綱的質疑をお受けいたします。ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北村 孝議員）

質疑なしと認めます。これで大綱的質疑を終わります。

議案第18号 令和6年度忠岡町介護保険特別会計補正予算（第2号）については、会議規則第39条第1項の規定により、福祉文教常任委員会に付託いたします。

議長（北村 孝議員）

日程第24 議案第19号 令和7年度忠岡町一般会計予算について、日程第25 議案第20号 令和7年度忠岡町国民健康保険事業勘定特別会計予算について、日程第26 議案第21号 令和7年度忠岡町介護保険特別会計予算について、日程第27 議案第22号 令和7年度忠岡町後期高齢者医療特別会計予算について、日程第28 議案第23号 令和7年度忠岡町下水道事業会計予算について、以上、5件を一括して議題といたします。

本5件については、会議規則第39条第3項の規定により、提案理由の説明を省略いたします。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（北村 孝議員）

異議ないものと認め、省略することに決定いたしました。

議長（北村 孝議員）

お諮りいたします。

本5件については、先例により5名の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査をお願いいたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（北村 孝議員）

異議ないものと認めます。

よって、本件は5名の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定いたしました。

議長（北村 孝議員）

お諮りいたします。

設置されました予算審査特別委員会の委員の選任につきましては、委員会条例第6条第1項の規定により、議長の指名といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(北村 孝議員)

異議ないものと認め、私から指名いたします。

小島みゆき議員、二家本英生議員、三宅良矢議員、前川和也議員、尾崎孝子議員、以上の5名を予算審査特別委員会委員に選任することに決定いたしました。

また、私もオブザーバーとして委員会に臨席いたします。

本件に係る審査の結果については、今期定例会の最終日をお願いいたします。

議長(北村 孝議員)

議事の都合により暫時休憩いたします。

12時より再開いたします。

(「午前11時53分」休憩)

議長(北村 孝議員)

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

(「午後0時00分」再開)

(出席議員及び議事参与員休憩前に同じ)

議長(北村 孝議員)

ご報告いたします。

委員会条例第7条第2項の規定によって、予算審査特別委員会委員長に前川和也議員、副委員長に小島みゆき議員が決定いたしましたので、ご報告いたします。

議長(北村 孝議員)

日程第29 報告第2号 事務報告について(令和6年度分)を議題といたします。

議長(北村 孝議員)

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長(杉原 健士町長)

議長。

議長(北村 孝議員)

杉原町長。

町長(杉原 健士町長)

報告第2号 事務報告につきまして、ご説明申し上げます。

本件は、地方自治法第122条の規定により、事務に関する説明書として、令和6年の事務報告を提出するものでございます。

どうぞ、よろしくお願い申し上げます。

議長（北村 孝議員）

提案理由は、以上のとおりです。

ご質疑をお受けいたします。ご質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北村 孝議員）

質疑はないようですので、報告第2号を終わります。

議長（北村 孝議員）

以上で本日の日程は終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

次回の会議は3月6日、木曜日、午前10時より開きます。

本日は大変ご苦労さまでございました。

（「午後 0時01分」延会）